

個人情報漏えいに関するお詫びとご報告

この度、当院におきまして、下記の個人情報漏えいが発生しました。

関係する皆さまにおかれましては、多大なるご迷惑とご心配をおかけする事態になりましたことを心よりお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、個人情報の管理につきましては、職員に対する教育及び指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要

令和8年7月31日、当院会計窓口において、外来を受診された患者さんAの処方箋を誤って患者さんBにお渡ししてしまいました。

患者さんAの会計時に処方箋が見当たらないことから調査を行い、患者さんBへ誤交付していたことが判明しました。直ちに誤交付した処方箋の回収に伺っており、二次流出の可能性は低いと考えられます。

2 漏えいした個人情報の内容

当院外来を受診された患者さん1名の患者番号、氏名、生年月日、年齢、性別、保険情報、処方内容

3 発生原因

領収書と処方箋を組み合わせる際、誤って別の患者さんの処方箋を組み合わせてしまいました。この際に確認は行ったものの、氏名を見誤ったため、組合せの誤りに気が付きませんでした。

また、会計窓口が混み合い担当者の気持ちに焦りが生じたため、領収書等の交付時に本来実施すべき氏名確認を怠り、領収書と処方箋の組合せの誤りに気付くことができず、処方箋を誤交付してしまいました。

4 再発防止策

会計窓口業務の繁忙時には、領収書と処方箋の組み合わせ作業を専任で行う担当者を配置するなど応援体制を整備するとともに、領収書と処方箋を組み合わせる際は、氏名に加えて患者番号でも照合し、確実な確認を行います。

また、交付時に職員が患者さんとともに領収書及び処方箋の氏名確認を確実に実施します。併せて、個人情報保護の重要性と適正な管理について職員への周知を徹底し、再発防止に努めてまいります。

令和8年8月26日 長崎労災病院